

令和2年8月

上天草市農業委員會會議錄

令和2年8月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年8月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年8月12日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第8 報告第1号 現況確認願について
- 日程第9 報告第2号 利用権設定合意解約について
- 日程第10 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(8名)

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重	10番 森 和敏

(事務局)

局長 徳弘 恵吾	主事 塩田 有沙	主事 池林 真斗	会計年度任用職員 山下 久美
----------	----------	----------	----------------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(3名)

5番 木嶋 たか子	8番 源 義通	9番 松本 光義
-----------	---------	----------

開会 午前9時30分

1 開会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまより、令和2年8月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日は8名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は、8月の定例総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中、そしてまた暑い中ではございますけれども、ご出席をいただきまして開催できることを厚くお礼を申し上げたいと思います。大変暑い中ですので、皆様方もどうか健康にご注意いただきまして生活されますようにお願いをいたしたいと思います。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、早速開会をいたします。本日の議事録署名委員の指名を行います。10番、森委員、1番、蓮田委員、よろしくお願ひいたします。

4 議事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（磯田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番△、地目は田1筆、面積は1,091m²です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2~3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田9,800m²、畑2万1,427m²、合計3万1,227m²、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、自走式田植機1、コンバイン1です。申請事由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自家から徒歩10分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、水稲などを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

6番（磯田）

きのうは暑い中お疲れさまでございました。6番、磯田が議案第1号について説明をいたします。

詳しい内容は今、事務局からもありましたが、申請人は、米、野菜の専業農家として、この田んぼも以前から譲渡人から借りて作っておられましたけれども、去年からもう作るのをやめようということで、1年間だけ作っていない状況です。そのまま荒っていくのもなんだということで、譲渡人のほうから売買の話を持ちかけられて、それなら買いましょうということで成立したそうです。すぐ横にビニールハウス、耐候性のハウスがありますけれども中にはキュウリが作ってあります。隣同士で道路をはさんですぐ内向かいということで、栽培も容易にできると思われたそうです。この右側がハウスになります。作物を作る状況についてもすごくいいということです。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積166m²です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約15.8kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するため近傍農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、本件は今年の4月に許可を行った農地の追認案件で、申請地は一部を転用して駐車場として利用し、残りの部分は農地として利用することです。また、既に工事が完了しているため始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

2番（松岡）

2号の1番について、2番の松岡から説明申し上げます。

きのうの暑い中、現地確認ご苦労さまでございました。これは先々月だったですかね、現地確認も済んで修正した議案であります。農地に与える影響はないと考えますので、よろしく審議お願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご

意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△番△、地目は畑、面積401m²、建築面積103.78m²です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約0.8kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、雑費△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないとと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水とのことです。被害防除については、土砂の流出や崩壊がないよう十分防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようにするとのことです。完成後も住宅1棟を建設するのみなので、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農地への影響はないとのことです。また、近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

農地法第5条の1番につきまして、推進委員、松岡が説明をいたします。

事務局の説明どおりであります。申請人は、小学生がいるということで、自分の家を持ちたいということで、同じ地区内のこの場所を最適と決めて今回申請されたということでございます。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積281m²です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北東の方向、約0.6kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は、保育園の未満児室建設で、事業資金計画は、土地購入費△△万円、土地造成費△△万△△△△円、建築費△△△△万円、合計△△△△△万△△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区的排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び污水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水することです。被害防除については、土砂の流出や崩壊がないよう十分防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようになります。完成後も未満児室を1棟建設するのみなので、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農地への影響はないとのことです。また、日照、通風、耕作等への影響もほとんどないとのことです。

補足説明といたしまして、申請が承認されたのち、社会福祉法人と使用貸借契約を結び、未満児室、未満児保育所を建設し利用するとのことで、先ほど説明した資金計画のうち、土地購入費は買主個人の事業資金、土地造成費と建築費は社会福祉法人の事業資金となっています。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

3番（山口）

3号議案の2番について、山口が説明いたします。

今、事務局から詳しく説明がございました。この土地は結構勾配がありまして、今、(画面で)私たちが立っているあたりを水平に土を取って、今、後ろに立っているあれをこっちに移転するということでございます。そうすれば一番奥のほうが5~6m高くなるから、これはどうするのかと聞いたら「これは業者にしてもらうようにしてあります。きちんとブロックできれいに引いてからするようにしてありますので。」ということでございますので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし　の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△△番△、地目は畑、面積342m²です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10~11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約1.7kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場兼駐車場で、事業資金は、土地購入費△△万円、造成費△△万円、合計△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成時、土砂の流出、崩壊がないよう十分防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。完成後も資材置場と駐車場を建設するのみなので、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農地等への影響はないとのことです。また、近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

4番（水野）

はい。4番、水野が説明させていただきます。きのうの現地確認お疲れさまでした。この案件はですね、隣が申請人の方のご自宅兼、今、小さいですが資材置場になっています。それでもう少し駐車場等を広くとりたいということで、譲渡人のほうから買ってもらえないか、という相談があったので今回申請されたということです。問題はないと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△番△、地目は畑、面積399m²です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約0.7kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、事業資金は、土地購入費△△△万円、土地造成費△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は砂利敷きにて自然排水及び既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成は砂利を敷くのみなので、別段被害防除対策は検討していないとのことです。完成後もガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農地等への影響はないとのことです。また、日照、通風、耕作等への影響も全くないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第3号の4番につきまして、7番の岩崎が補足説明をいたします。

申請地はですね、譲受人の会社は工務店をされておりますけれども、それにつながる市道の横にありますて、実際ここは道がなく、袋小路になっているところでございます。譲渡人から購入してもらえないだろうかという相談がありまして、今回、会社の事務所や作業倉庫とか資材置場が狭くてですね、確保に苦労されていたそうでございますけれども、今回この申請地を購入すれば、作業の利便性、効率が上がるということで購入されて申請があがっております。

先ほども説明がありましたように、問題はないかと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、5番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号5番です。議案は7ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積1,342m²です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約1.2kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、事業資金は、土地購入費△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、概ね10ha以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者と連絡が取れず、同意書を取得することができなかつたため、同意書に代えて理由書と地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は現状と同じ地下浸透で、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状の地形を利用し、造成等は行わないため、土地の流出、堆積、崩壊の懼れはないとのことです。万が一周辺への悪影響が生じた場合は、誠実に対応することです。

補足説明といたしまして、申請地は第1種農地と判断しており、第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、不許可の例外である集落接続に該当することから、許可は可能と判断しております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

はい。議案第3号の5番につきまして、7番の岩崎が補足説明をいたします。

申請人は多種類の事業を経営されているようですけれども、今回事業の目的は、不動産、漁業、農業に関する資材置場として利用したいということで申請があがっております。今、説明されたとおり問題はないかと思いますが、ただ、隣接農地の同意についてですね、現在の住所が把握できており面談が困難なため、農業委員会に対して迷惑をかけません、ということで誓約書があがっております。そういうことでございますので、よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、6番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号6番です。議案は同じく7ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△、地目は田、面積23.4m²、建築面積61.72m²です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約3kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区的排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ排水することです。被害防除については、造成時の土砂の流出、崩壊がないよう十分防止対策をとり、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。完成後も住宅1棟を建設するのみなので、ガス、湧水、

捨石及び粉塵等による付近の農業等への影響はないとのことです。また、近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響もほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（山田）

議案第3号の6番について、最適化推進委員の山田が説明します。

ご覧のとおりこの場所は台帳は田となっておりますが、現況は畑で地籍調査があった平成元年ごろから既に田は埋めてあったようで、畑になっている状況です。別に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

6番につきまして、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、7番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号7番です。議案は同じく7ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番、地目は畑、面積218m²です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約10.6kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場及び物置で、事業資金は、土地購入費△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないので地区的排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は隣接水路へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を設置することです。被害防除については、造成は行わないと上地の流出等はなく、ガス、湧水、日照、通風等、近傍農地へ与える悪影響もないことがあります。万一争議が生じた場合は、申請人が誠意を持って対応することです。

補足説明といたしまして、申請地は、現在の所有者が高齢で、今後耕作を続ける意思がなく、非農地になってしまうことを避けるため、隣接する宅地の△△△△番

と一括売買を希望しており、合計面積は規定の500m²を超える652m²となります。申請地がレッドゾーンとなっており、住居を建設することができないため、△△△△番の土地に住居を建て、申請地を駐車場及び物置としてすることで許可は可能と判断いたしました。なお、熊本県農業会議と農地・担い手支援課に許可の可否を確認済みです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

きのうはどうもお疲れ様でした。議案3号の7番を推進委員の柳本が補足説明いたします。

ここは、(画面の)重機がある隣接地と申請地は同じ持ち主の方で、隣接地を先に買われて基礎の段階に入っています。申請地を後で買われて、今、事務局が説明したとおり、山手でレッドゾーンに入っているので駐車場として利用し、それから5~6m引いてから建物を建てるということですので、問題はないと思います。今、擁壁があるところの隣接地はですね、お互い話し合いをしてもらうということでなっておりませんので、排水等も問題ないと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま7番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし　の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するための審議を求めますということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

この議案につきましては、議案一括の集積計画となります。議事参与の制限で委員さんがお一人関係しておりますので、いったん退席をお願いしたいと思います。

(6番 磯田委員 退室)

議長（西岡） はい、お願いします。

事務局（塩田） 議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明いたします。

議案は8ページから18ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、新規設定の計画が20件となっております。

はじめに、議案9ページ、番号1番から議案10ページ、番号4番まで、借受人、利用目的、借地設定期間及び支払方法等について同一であるため、まとめて説明いたします。

土地の所在、大矢野町登立字□□、地番△△△△番外6筆、登記簿地目は畠7筆、合計面積は3,792m²です。貸付人は大矢野町の個人の方4名、借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、議案11ページ、番号5番、土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は畠、面積は1,754m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、議案11ページ、番号6番、土地の所在、大矢野町登立字□□□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畠2筆、合計面積は1,508m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万△△△△円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、議案12ページ、番号7番、土地の所在、大矢野町登立字□□、地番△△△△番外2筆、登記簿地目は畠3筆、合計面積は1,368m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△△△△番のみ△万△△△△円、外2筆は△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、番号8番、土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番△△△△△番、登記簿地目は畠、面積は2,164m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

次に、議案13ページ、番号9番、土地の所在、大矢野町登立字□□□□□、地番△△△△△△番△、登記簿地目は畠、面積は947m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万△△△△円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、番号10番から議案15ページ、番号13番まで、借受人、利用目的、借地設定期間及び支払方法等について同一であるため、まとめて説明いたします。

土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番△△△△番△外14筆、登記簿地目は、田3筆、畠12筆、合計面積は1万5,271.77m²です。貸付人は大矢野町の個人の方3名、市外の方1名、借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は、普通畠、借賃は10a当たり△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

次に、議案15ページ、番号14番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は畠2筆、合計面積は2,934m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は全体で△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

次に、議案16ページ、番号15番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△、登記簿地目は畠、面積は6,320m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△△kgの物納です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

次に、議案16ページ、番号16番から議案17ページ、番号17番は、借受人、利用目的、借地設定期間及び支払方法等について同一であるためまとめて説明します。土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畠2筆、合計面積は2,254m²です。貸付人は大矢野町の個人の方2名、借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

次に、議案17ページ、番号18番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は2,106m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、借賃は10a当たり△万△△△△円です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、議案18ページ、番号19番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は畠、面積は3,449m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畠、支払いは無償のためありません。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

最後に、番号20番、土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番△△△△△番△外2筆、登記簿地目は田3筆、合計面積1,846m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は水田、借賃は10a当たり△万△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間です。

利用権の設定をする人、20名、利用権の設定を受ける人、9名、利用権設定面積合計は4万7,046.77m²となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま農用地利用集積計画案の説明がございましたので、1番から20番まで、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。何かご意見ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

（6番　磯田委員　入室）

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第5号、番号1番です。議案は19ページになります。

申請人は、熊本市西区花園の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和地区字□□△△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積は874m²です。今回の申請場所は、図面の1ページ⑩、詳細は20～22ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約5.3kmのあたりに位置しております。申請地の現況については、現地が山林であるため、今回の現地確認は事務局のみで、遠方からの写真及び航空写真での確認を行いました。遠方からの写真を見るかぎりでは、雑木が生い茂っており、非農地化はやむをえないものと考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたように、現地への進入は、周りが森林化されておりまして進入不可能ということで、立ち会いの確認はできませんでした。そういうことで皆さん方もご了解をいただきたいと思います。この件につきまして何かございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

はい、ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 現況確認願について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号現況確認願について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号については、申請の経緯が同じであるため、番号1番、番号2番、まとめて説明をいたしたいと思います。

まず、報告第1号、番号1番です。議案は21ページになります。届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番、地目は畑、面積は140m²です。今回の届出場所は、図面1ページ⑪、詳細は23～24ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約2.6kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については画面のとおりです。ビニールハウスが建てられた畑で現在も耕作が行われており、農地であることを証明して問題ないものと考えます。

次に、報告第1号、番号2番です。議案は21ページになります。届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積777m²です。今回の届出場所は、図面1ページ⑫、詳細は25～26ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北東の方向、約2.5kmのあたりに位置しております。

申請地の現況については画面のとおりです。ビニールハウスが建てられ、現在も耕作が行われており、農地であることを証明して問題ないものと考えます。今回の現況確認願の届出理由は、議案の第4号番号3番及び7番のとおり、利用権設定の申請があった農地は、数年前の非農地化事業により、現況を山林として所有者に非農地通知を発送している農地であったため、所有者の方に現況証明願を提出していただき、現況が農地である証明を発行することで、台帳上の地目を農地へ戻すこととなりました。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

担当委員の補足説明をお願いいたします。

3番（山口）

まずはですね、私はまだ今年度の利用状況調査は完了しておりませんので、ここに航空写真を持ってきました。1番についてはですね、これは整地してからハウスは建ててあります。その関係で図面の24ページを見てもらいたいと思います。ま

つすぐ真ん中に入ってハウスが5棟建っていて、この法面にこの△△△△番がなっているんじゃなかろうかと。きのう現地確認に行きましたが、細長くしか残っていません。図面は四角の下のほうに尖っていますので、現況とこの図面とは合わないと思いました。事務局どうですか。法面になってしまっているんじゃなかろうかなと私は思います。

あと一つ、2番は、これは私どもが利用状況調査のとき見損なったんだろうと思います。中は全然見えないんですよ。外からは全然見えません。中に入っていけば2トン車が入っていくぐらいの広さです。利用状況確認のときは、山手は遠くから見るので、磯田委員とこの前の日曜日、手前から見ましたが、見えませんでした。あそこちょうど上で私たちは立って見るのですが、私ひとりじゃなくて松岡委員も一緒に見たのですが見落としがあったということです。これに対してはですね。

1番に説明したのは、今の状況からして、相当の法面になってしまっているのかなあと私は思います。きのう現地を見た時点ではですね。この字図を見ればハウスに沿って長く残っているところだと言っても、これちょっとおかしいなときのうは思いました。あの下に法面になってしまっているのかなと思います。

議長（西岡）

しかし、サトイモを作っているところまで非農地になっているなら、やっぱり非農地じゃない証明を出さなければいけません。

3番（山口）

だからその法面の下に傾斜地がなっているのではないかなど。

推進委員（柳本）

これは図面全然違うのですか。

3番（山口）

全然違います。ハウスが1棟は建たないぐらい長く残っているわけです。そうでなければこの字図と合いません。

議長（西岡）

ここを耕作地にしないと利用権の設定ができないわけです。今月、利用権の設定で出ているので。地番の間違いとするわけにはいかない。サトイモ畑の地番をきちんと調べればできるはずですから。山口委員、境界の確定ができないので、今の現況で耕作中という証明を出せばいいわけです。

3番（山口）

一部は作ってあると。

議長（西岡）

そしてそのまま利用権の設定をしてもらえばいいです。そこに耕作中ということはわかっていますから。

3番（山口）

多分、地籍調査後に整地していると思います。

議長（西岡）	山口委員、そこのハウスとサトイモ畑をまとめて耕作中ですと。
3番（山口）	そうしないと仕方がない。疑問に思ったからですね。
事務局（徳弘）	今のところをまとめてみると、確かに筆としては(画面の)山手法面のほうになっているけれども、恐らく図面の筆ではこっちのほうまで。
3番（山口）	上がっていますよ、下に法面になっています。
事務局（徳弘）	図面に載っている、ひげがはえているその図面で、境界がはっきりわからないですけれども、おおよそ半分ぐらい法面になってしまっていますが、半分前後は耕作してあるというところなので、こちらが今まで非農地として判断していたとしても、当然、法務局は、この状態で非農地通知を持っていても、「いや、半分作っていますよね」という話になります。今回の二筆は、先ほどから説明あっており、利用権の設定をするにあたって受け付けたところ、既に非農地を出していたところで、それを「今、作っているんだという証明をしてくれ」という話です。一応筆の半分ぐらい耕作中であるならば、そこは現在耕作しているということを判断していいのではないかということでの今回の議案となります。
議長（西岡）	今のハウスとサトイモ畑を合わせて、耕作中である、と。それでもう1件もですね、非農地通知を出していましたが、ちゃんとハウスが建っているし、花をすぐ植えるようになっていました。ただ上から見えないだけです。 そういうことで、皆さん方も耕作中ということでご了解をいただきたいと思います。
	(はい の声あり)
議長（西岡）	それでは、報告1号につきましては、報告どおりといたします。
	報告第2号 利用権設定合意解約について
議長（西岡）	続きまして、報告第2号利用権設定合意解約について。事務局のほうから説明をお願いいたします。
事務局（塩田）	はい。報告第2号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

議案は22ページ、番号1番になります。解約する土地の所在、大矢野町中字□□、地番△△△△番、登記簿地目は畠1筆、面積は2,434m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成30年2月1日から令和8年1月31日で、合意解約日は令和2年6月29日です。この利用権設定については、あまくさ農業協同組合を通して貸借権の設定を行っていましたが、今回双方合意により解約となりました。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ただいま合意解約の説明がございましたけれども、皆さん方、何かございませんか。

（なし　の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。それでは、皆様方のご協力をいただきまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。
なお、その他につきまして事務局のほうから説明がございますので、よろしくお願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会　午前10時40分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年8月12日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

森木和敏

上天草市農業委員会 委員

蓮田治佐